

○東京藝術大学戦略会議規則

〔平成24年10月19日〕  
制 定

改正 平成25年10月24日 平成26年3月27日  
平成28年3月24日

(設置)

第1条 本学役員会の下に、東京藝術大学戦略会議（以下「戦略会議」という。）を置く。

(目的)

第2条 戦略会議は、本学における運営上の基本方針及び重要施策に関する事項を審議し、基本的な方向性を決定するものとする。

(組織)

第3条 戦略会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 学部長
- (4) 映像研究科長
- (5) 国際芸術創造研究科長
- (6) 前各号のほか学長が必要と認めた者 若干人

(任期)

第4条 前条第5号に規定する者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 戦略会議に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、戦略会議を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した理事がその職務を代行する。
- 4 戦略会議は、構成員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めた場合、構成員以外の者を戦略会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 戦略会議の庶務は、戦略企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、戦略会議の運営等に関し必要な事項は、戦略会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年10月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。